



ご存じですか？ 国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入し保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。（国民年金の任意加入は、申し出の日からとなります。）

なお、老齢基礎年金を受けるためには、保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として10年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限りません。）

また、海外に在住する日本国籍を持つ方も国民年金に加入することができます。

詳しくは年金事務所、役場窓口にお問い合わせください。

☎ 米子年金事務所

☎ 0859・34・6111

本庁住民課

☎ 0859・54・5210



年金事務所での年金相談・ 手続きを行う際は電話で 事前予約を！

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談等の「事前予約」を受け付けています。待ち時間短縮のため、ぜひご利用ください。

◆希望日の1か月前から前日まで受け付けします。

◆予約時は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書など）をご用意ください。

予約先 全国共通予約専用番号

☎ 0570・05・4890

米子年金事務所

☎ 0859・34・6111



マイナンバーカードの 交付申請を本庁住民課で お手伝いします

◆持参するもの

- ・本人確認できる書類（運転免許証、健康保険証など）
- ・交付申請書（お持ちでない場合は、新しいものを発行します）

◆場所と時間

本庁住民課

平日 午前9時～午後5時

☎ 住民課

☎ 0859・54・5210

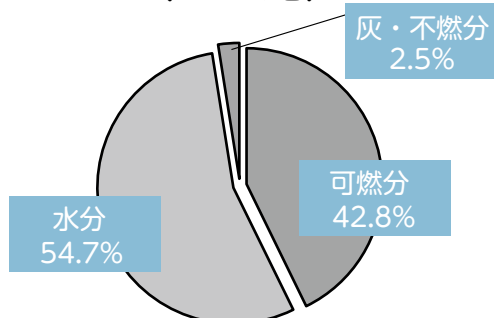


可燃ごみの減量にご協力ください

町では可燃ごみの成分を見る、ごみ質試験を年に4回実施しています。その試験結果によると、可燃ごみの約55%は水分であることがわかります。生ごみの水切りをしっかりとすることや、資源ごみで出す雑紙やパンフレット等を可燃ごみで出さないようにきちんと分別することは可燃ごみの減量に大変有効なひと手間です。

町民1人1日当たりの可燃ごみの排出量は、近年増加傾向にあります。こうしたひと手間をしっかりと行い、可燃ごみの排出量を減らしましょう。

可燃ごみの3成分 (重量比)



1人1日当たりの可燃ごみの排出量

平成28年度	515.4g
平成29年度	523.9g
平成30年度	527.3g
令和元年度	537.8g

<令和2年度ごみ質試験結果>

☎ 住民課 ☎0859-54-5210